

2024年12月号

(2024年12月17日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail：[info@senshu-sr.com](mailto:info@senshu-sr.com)

HP：<https://senshu-sr.com>

# 泉州経営協会 静社労士事務所便り

## 2024年の主な法改正や動向の振り返り

令和6年も残りわずかとなりました。今年の年末はマイナ保険証の本格的な運用開始や年末調整への定額減税反映対応など、例年よりも事務負担が大きいと実感しています。さて、今回は、今年の主な法改正や動向を振り返ります。気になるものがあれば、過去の事務所便りをご参照頂けますと幸いです。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

## ◆2024年の主な法改正や動向の振り返り

施行等の年月	内容	事務所便り紹介月
2024年3月	健康保険料率の変更	2024年2月号
2024年4月	労災保険料率の変更	2024年2月号
2024年4月	労働条件明示ルールや裁量労働制の見直し	2024年1月号、2月号
2024年4月	自動車運送事業（トラック・バス・タクシー事業）、建設事業、医師の時間外労働の上限規制が適用	2024年1月号
2024年4月	自動車運送事業の改善告示基準	2024年1月号
2024年4月	在職老齢年金の支給停止調整額が48万円から50万円に変更	2024年3月号
2024年4月	障害者法定雇用率の引上げ	2024年4月号
2024年10月	社会保険適用拡大	2024年1月号
2024年10月	最低賃金の改定	2024年7月号、8月号、9月号
2024年10月	教育訓練給付率の引上	2024年7月号
2024年11月	フリーランス保護新法	2024年1月号
2025年4月	自己都合退職者の給付制限の解除等	2024年7月号
2025年4月	育児休業給付金の支給対象期間延長手続きの変更	2024年10月号
2025年10月	教育訓練休暇給付金の創設	2024年7月号
2028年10月	雇用保険の加入要件が変更	2024年7月号
—	特集：男性の育児休業の法整備の動向や取得率の推移	2024年5月号、8月号
—	特集：社会保険の加入要件 企業規模要件撤廃の検討	2024年6月号
—	特集：健康保険証の新規発行の終了と資格情報のお知らせ	2024年9月号
—	特集：マイナ保険証移行で会社が対応すべきこととは	2024年11月号

●3月：健康保険料率の変更 保険料率は都道府県毎に異なりますが、全国平均10%で維持されました。

●4月：労災保険料率の変更 食料品製造業等一部の業種で保険料率が変わりました。

●4月：労働条件明示ルールや裁量労働制の見直し 就業場所・業務の変更の範囲、有期契約労働者は更新上限の有無と内容、無期転換権発生の更新時に無期転換申込機会、無期転換後の労働条件の明示が必要になりました。専門業務型裁量労働制は、本人の同意や撤回手続等を定めた労使協定の届出が必要になりました。

- **4月：自動車運送事業（トラック・バス・タクシー事業）、建設事業、医師の時間外労働の上限規制が適用** 自動車運送事業の時間外労働は一般的事業と同じく、月 45 時間、年 360 時間が上限となりますが、36 協定の特別条項では、年 960 時間の上限や月 100 時間未満は適用なし等一般的事業とは異なる部分があります。
- **4月：自動車運送事業の改善告示基準** 拘束時間、休憩時間などの見直しが行われました。
- **10月：社会保険適用拡大 従業員 50 人超えの企業**（人数は厚生年金保険の被保険者数であって、短時間労働者を含まない）は、短時間労働者が社会保険加入対象となります（短時間労働者とは、週の所定労働時間が 20 時間以上、所定内賃金が月額 8.8 万円以上、その他要件の全てを満たすもの）。なお、2023 年 6 月号の事務所便りのとおり、**国の方向性としては、全労働者が社会保険加入で議論**が進んでおります。
- **10月：最低賃金の改定** 全国平均は**昨年比 51 円増の時給 1,055 円**になりました。また、前首相が**2030 年代半ばまでに全国平均 1,500 円**を目指すと表明しましたが、**現首相は 2020 年代に前倒す旨の発言をされたことから、毎年 100 円近く増加していく可能性**もあります。
- **11月：フリーランス保護新法** フリーランスに業務委託する事業者は、従業員を使用している/していない、継続的業務委託する/しないにより、書面等による取引条件明示等の義務項目を満たす措置を講じることとされました。
- **特集：男性の育児休業の法整備の動向や取得率の推移** 男性の育児休業取得率は、前年から 13%増加し、**過去最高の 30.1%**になりました。また従業員 300 人超えの企業は取得率の公表義務、従業員 100 人超えの企業は目標値の設定と公表義務が必要になりました。
- **特集：マイナ保険証移行で会社に対応すべきことは 2024 年 12 月 2 日から健康保険証の新規発行が廃止**されました。現在お持ちの健康保険証は、来年 2025 年 12 月 1 日まで使用できます。**入社や扶養追加の場合、マイナ保険証の登録状況を確認**してください。マイナ保険証の登録状況は、マイナポータルで確認することができます。マイナ保険証の未登録の場合、健康保険証の代わりとなる資格確認通知書が発行されますが、社会保険資格取得届等の届出の際、資格確認通知書の発行希望にチェックをしないと、発行に 30～50 日かかります。そのため、マイナ保険証の登録状況を確認し、適切な手続きをすることで、医療機関にかかったときに保険料 10 割負担にならないようケアする運用を推奨いたします。

#### ◆今年の事務所便りの振り返り

今年、いわゆる「2024 年問題」と言われた、自動車運送業の時間外労働の上限規制が 4 月から始まり、我々の生活にも大きな影響を与えました。今年の 8 月、米が品薄となり、スーパーの米売場では商品がなくなったのを覚えていますでしょうか？米問屋さんに話を聞いたところ、米は獲れているが 2024 年問題で運ぶ量が限られてしまっている、とのことでした。食品食材を運んでもらう飲食業や小売業等も影響を受けやすく、自社の業界ではないがこうした情報は助かるとお言葉をいただきました。

10 月には、最低賃金が全国平均で 51 円増の 1,055 円になりました。徳島県では 84 円増でした。そして上述のとおり、あと 5,6 年で 1,500 円となる可能性もあります。社会保険では企業規模要件の撤廃なども進められており、5 年後、10 年後の人件費は、今とは比べ物にならない程に上昇していることと推測されます。今のうちから心構えしておく必要があります。

男性育児休業取得率が 30%を超えました。今後、ますます男性が育児休業することは当然になっていくことと思います。それに合わせて会社や同僚も男性の育児休業に対する理解を深め、育児休業中の業務をどう対処していくか準備することが求められます。半年や 1 年ではなく、1,2 か月の短い期間休業される方も多く、今年は女性よりも男性の育児休業の相談が多かったと感じました。

今年も多くのご質問をいただきありがとうございました。来年は、育児介護休業の大きな法改正が控えております。来年もわかりやすく皆様に読まれるような事務所便りにしていきたいと思っております。

代表交代して 2 年目の 1 年でしたが、無事この 1 年を終えることができそうです。みなさまに日々支えられていますこと心から感謝申し上げます。今後も社労士として日々精進してまいりますので、来年もどうぞよろしくお願いいたします。